季刊

ほうてらす

Vol.
30
2014.10

特集　02-05

恋愛と法律

法テラスインタビュー　06-07
小島 藤子さん

のぞいてみよう 法テラス　08-09
スタ弁がゆく　10
ほ法、なるほど。　11

日本司法支援センター
法テラス

日本司法支援センター
法テラス

困ったら法テラス。まずはお電話を。
（平日午前9時～午後9時／土曜日午前9時～午後5時）

法テラス
サポート
ダイヤル

0570-078374（おなやみなし）
IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者
支援ダイヤル
0570-079714（なくことないよ）
IP電話からは03-6745-5601

震災法テラス
ダイヤル
0120-078309（おなやみレスキュー）

www.houterasu.or.jp　法テラス

発行:日本司法支援センター（法テラス）本部／発行責任者:事務局長 相原佳子
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話:050-3383-5333（代表）

特集

恋愛と法律

恋愛は、人生に幸せをもたらします。でも、時として、法的なトラブルと隣り合わせでもあります。

リベンジ・ポルノ

どうしよう。元カレに、付き合ってるときに撮ったハダカの写メをインターネット上にアップされた。とにかく写真を消したいのだけど、どうしたらいいの？

振られた腹いせに、交際していた相手の裸の写真や動画をインターネット上に流出させる「リベンジ・ポルノ」の被害が増えています。このような行為は、その内容によって、わいせつ物頒布（はんぷ）罪、名誉毀損罪、脅迫罪、児童ポルノ禁止法違反の罪が成立しうるものです。しかし、法律上、相手を処罰することはできても、ネット上に流出した画像を完全に消すことは困難です。「彼が喜んでくれるから嬉しい」「画像を送るのを断って嫌われたくない」など、恋愛真っ只中のキモチに流されず、断る勇気を持つことが大切です。被害にあった場合には、早急に差止め・削除の手続きをとる必要があります。ひとりで悩まず、専門家である弁護士に相談しましょう。

「デートDV」「リベンジ・ポルノ」や最近増えているストーカーなどの被害にあって、どこに相談すればよいかわからないときは、法テラス犯罪被害者支援ダイヤル（0570-079714）にお電話ください。お話をうかがって適切な相談機関を案内します。

デートDV

私の彼氏は不機嫌になると「ブス！」「死ね！」と怒鳴ったり、物を投げてきたりします。でも「二度としない。ごめんね。」って優しくしてくれることもあるので、別れられません。

恋人同士の間でおきる暴力を「デートDV」といいます。殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉の暴力、セックスの強要、避妊に協力しないなど、相手に恐怖心を与えるものが、これに該当します。2014年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が施行され、夫婦や元夫婦のほか、同居中や過去に同居した恋人からの暴力でも一時保護などの法的制度を利用できるようになりました。暴力はどんなことがあっても許されるものではありません。被害にあったら早めに、警察や専門の窓口に相談しましょう。

未成年の恋愛

21歳の僕はバイト先の女子高生（17歳）に告白され、いま真剣に付き合っています。友人に「セックスしたら犯罪だな」と冷やかされるのですが、やはり僕は捕まってしまうのでしょうか。

多くの都道府県では、青少年健全（保護）育成条例のなかで、「何人も18歳未満の青少年に対して淫行またはわいせつな行為をしてはならない」と定めています。そのため、18歳未満の青少年と性行為をすると罰せられる可能性があります。しかし、淫行の罪で処罰されるのは、脅したりだましたり、不純な動機で性行為をした場合に限られ、お互いに恋愛感情がある場合には罰せられません。なお、性行為の結果、妊娠、出産といった事態が生じた場合、年齢と関わりなく、子どもの養育の責任が発生します。

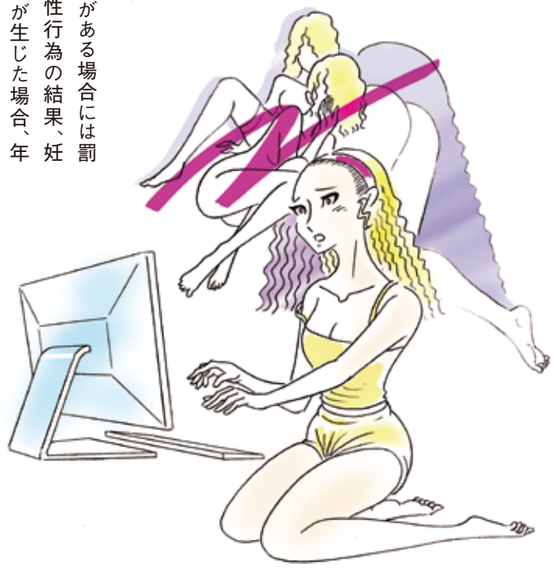

Love & Law

婚約破棄

出会いは、親戚の紹介によるお見合いでした。私の気持ちが置き去りのまま、あれよあれよと婚約まで話が進んだけれど、どうしても彼のことを愛せません。婚約を破棄できないでしょうか。

婚約は、お互いに「結婚しよう」という約束をすれば成立するので、法律上特別な形式はいりません。しかし、婚約破棄には正当な理由が必要です。①相手が地位や財産、身分、学歴、職業などにウソをついていたり、前科があることを隠していた、②婚約後に子どもや愛人がいることがわかった、③婚約後、暴力や不誠実な行為があり、誠実な夫婦生活が期待できないことがはっきりした――などの場合には、婚約を破棄できることがあります。もちろん、無理に結婚することはありませんが、正当な理由なく婚約を破棄したことで、相手から損害賠償を請求される可能性はあります。

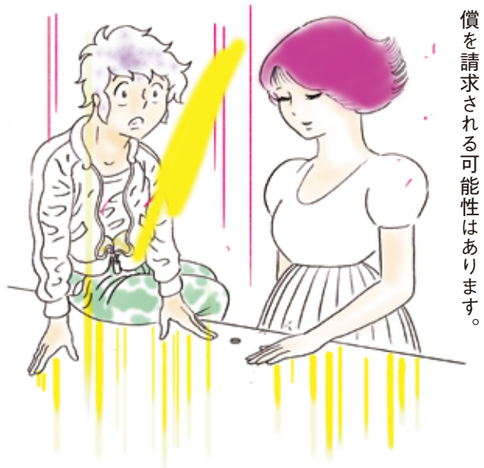

高齢者の恋愛

おばあちゃんが恋をしたみたいで、最近ウキウキしています。孫として嬉しい反面、何か悪いことに巻き込まれたりしていないか、ちょっと心配です…。

厚生労働省の「人口動態調査（平成24年）」によれば、妻が60歳以上の結婚が4，659件あり、80歳以上の結婚も119件ありました。超高齢化社会をむかえ、高齢者の幸せな恋愛を温かく見守りたい一方で、恋愛トラブルも増えてきています。警視庁のまとめによれば、60歳以上の高齢者が加害者となったストーカー犯罪が急増し、平成25年は1，919件と10年前の約4倍に達しました。財産などをねらった結婚詐欺に巻き込まれることなどもありますので、多額のお金をおろそうとしているなど、おかしな様子に気づいたときは、弁護士に相談しましょう。

【妻の年齢別にみた婚姻件数（平成24年）】

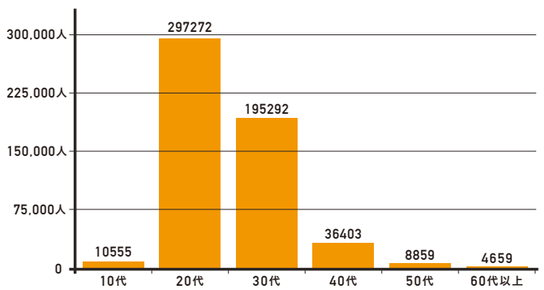

（出所：厚生労働省「人口動態調査」より抜粋）

不倫

カレは会社の上司。家に帰れば2児のパパ。それでも止まらないわたしたち。こんな関係を続けて半年、カレの奥さんから慰謝料を請求された。どうしよう。

不倫は円満な夫婦関係を壊す行為なので、法律上「不法行為」となります。不法行為というのは故意や過失によって、他人の権利や利益を侵害することです。不倫相手に配偶者がいないと思っていた場合や、離婚目前だからと言って誘ってきた、などといった場合には、不法行為にあたらないこともあります。不法行為と認められたときは、不倫相手の配偶者に対して慰謝料の支払義務が発生します。慰謝料の請求に納得がいかないような場合には、専門家である弁護士に相談しましょう。

国際結婚

僕の彼女は留学生です。研究室で一生懸命、顕微鏡をのぞく姿に一目惚れし、僕からの猛アタックで付き合いはじめました。明日プロポーズしようと思っていますが、国際結婚について何もわかりません…

結婚する意思があり、それぞれの本国の法律が定める結婚の要件が備わっていれば、国籍が違っても結婚することができます。手続は結婚をする国の法律に従うことになりますので、たとえば日本で結婚する場合は、日本の法律の定める届け出をしなければいけません。他方、結婚できる年齢は、国によって様々で（日本は男性18歳、女性16歳、中国は男性22歳、女性20歳、ニュージーランドでは男性16歳、女性16歳）、一夫多妻が認められている国などもあります。わからないことは法務省や相手国の大使館、法律の専門家などに問い合わせましょう。

同性の結婚

僕、男の子がすき…。気づいたのは中学2年の春でした。やがて、彼は「親友」から「恋人」にかわり、2人でずっと一緒に生きていくと誓いました。結婚したい。僕たちはどうすればいいのだろう。

世界には同性の結婚が認められている国もありますが、日本の法律では、結婚は男女間に限られていると考えられています。たとえば、日本国憲法第24条1項には、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と書かれています。婚姻届でも、「夫となる人」「妻となる人」の記入欄があり、それぞれ、戸籍上の男性、女性しか記入することができません。同性の結婚を望む人の中には、代替的に養子縁組制度を利用する人もいますが、この場合、利害関係のある他の親族から養子縁組について問題視されることも考えられます。将来、価値観の変動によって、同性の結婚が認められる日がくるかもしれません。

法テラスは、市民の皆さまがトラブルに巻き込まれないように、万が一巻き込まれてもひとりで悩まないようにサポートする機関です。2013年度のお問い合わせで最も多かったのは、男女問題（17・0％）です。「婚約破棄」、「不倫」、「国際結婚」など、恋愛にからむトラブルにあってどこに相談すればよいか分からないときは、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）にお電話ください。どなたでも匿名でお話しすることができます。

女優

小島藤子さん

恋愛と法律が結びつくなんて。

今回の特集は「恋愛と法律」。このビター&スイートなテーマに挑むのは、日本最強の透明感と演技の実力を誇る若き女優、小島藤子さん。今日は、ぐっと踏み込んでお話をうかがいました。

恋愛ってこわい、かも。

ー法テラスには様々な恋愛トラブルの相談が来ます。

私の高校でもありました。大学生と付き合ってる友達がいて、話を聞いてるとすごく良い人そうだったのに、文化祭でその子が他の男の子と話してると「ちょっとこっち来い」と廊下で彼女が殴られちゃって。大騒ぎになったのに、その子は「私が悪い事して殴られてるから、彼は悪くないの」って。そのときに「それってどうなの?」と思いました。彼氏も悪いけど、彼女も彼女だろ!って。しかも殴った理由が、彼女が他の男の子に「これを運んで」という会話をしてた、とかそんなことなんです、理不尽にもほどがありますよ(苦笑)。

ーその理不尽なんじゃないかって感覚がすごく大事なんですよ、それは法律の感覚だから、なんかおかしいぞって思う人と、麻痺しちゃってる人がいる。するほうもされる方も。

愛されてるがゆえの仕打ちってことで完全に許しちゃってるんですよね。そういうの見てると、本当に好きになると周りが見えなくなるんだな、こわいなーっていうのがあります。私も今年21歳になるのですが、まだちゃんと恋愛をしたことないので、気をつけた方がいいってよく言われます。一回好きになったらのめり込みやすいタイプだって(笑)。最初はみんな、ネコかぶってたりするけど、付き合っていくと、だんだん、「あ、こういう人だったんだ」とわかるじゃないですか。実は暴力的だった、とか浮気性だった!とか。私はそこまで、最初から見定められないだろうなーと(笑)。そんな時、法テラスを知っているとすぐ相談できる!ということですよね。私くらいの世代の子ってこういう問題も結構多いと思うんです。だから「ほうてらす」に書いてあることを読んで、一回冷静になることも必要なのでは…と思います。

恋愛しろといわれる職業

ー恋愛を敬遠してしまうことも?

私は本当にそういう経験がないから、お芝居に関して、このシーンの心情はこれであってるのかな?とか、キスするのはこのタイミングでいいのかな、とか探り探りやっちゃうんです。だから監督に「おまえは一回でいいからちゃんと人を好きになって恋愛しろ。そしたら全然違う芝居になるから」と言われました(笑)。

ー普段はどうやって役作りしていますか?

恋愛ものに関しては友達に協力してもらうことが多いです。「今度こんなシーンがあるんだけど、どうしたらいいかな?」と聞くと、みんな色々語ってくれるので、それを少し参考にしながらやってます。

ー小島さんの展望として今後、恋愛は?

今は友達と遊んでいるのがすごく楽しいので、20代は恋愛しなくても、30代で出来ればいいかなと思ってます。あと9年間もあるんですけどね…だから焦らずマイペースにやっていこうと思います(笑)。

ー最近よくあるインターネット恋愛についてはどう思いますか?

周りで利用している子はいるけど、私は少し怖いかなと感じています。ニュースで関連の事件が取り上げられているので…。

法律は大人の世界のことだと思ってた。

ー法テラスの3大相談内容は男女問題、借金、ご近所なんです。

若い子の中には、悩み事があっても誰にも相談できないとか、相談しても真剣に取り合ってもらえない事もあると思います。そんな時に、法テラスさんに相談できるってなんだか安心しますね!

ー「法律」って聞くとどんなイメージですか?

大人の世界…。20歳の私からすると少し遠い世界だなと、思っちゃうんですよね。だからちょっと問題があっても、警察とか弁護士さんに話すことはあまりない。でも法テラスは人それぞれに対処法を考えてくれて、些細なことでも相談していいのかなと思いました。彼氏のことで悩んでる、ストーカーっぽい人がいてというのを、友達に相談するのもいいけど、法テラスに対処法を教えてもらうというのは、私たち世代にはすごく大事なことなんじゃないかなって。だからみんなに知って欲しいです。

ー読者に一言お願いします!

相談するしない以前に、「ほうてらす」は、法律ってなんだ?というのがわかるので本当にいいなと思います。私も無理をせず、色んな人に相談しようと思ったので、様々なところで法テラスを知ってもらって、みんながちゃんと人のことを考えられるようになったら嬉しいなと思います。読者の皆さんにもこれからも読み続けていただきたいなと思いました。

ーこれからも読み続けてもらえる「ほうてらす」になれるよう、頑張ります。小島さん今日はフレッシュなインタビュー、本当にありがとうございました。

こじま・ふじこ／1993年12月16日生まれ、東京都出身。ティーン誌のモデルを経て2008年に女優デビュー。その後テレビドラマ、映画、広告と幅広く活躍し、近年の代表作として、「カーネーション」(NHK)、「35歳の高校生」(NTV)、「ロストデイズ」(CX)などがある。現在公開中の映画「劇場版零〜ゼロ〜」に出演している他、主演ドラマ「狩猟雪姫」(関西テレビ)の放送が11月に控えている。

のぞいてみよう 法テラス

弁護士・司法書士に依頼するのに、お金はいくらかかるの？
どうやって返していけばいい？
夫婦の問題に悩む30代のナヤミさんと一緒に、法テラスを利用してみましょう!

登場人物

ナヤミさん
【住所】神奈川県横浜市　【貯金】300,000円
【年齢】30代　【お悩み】この5年、夫との性格と生活のすれ違いで、愛情を感じなくなっていった。
【収入】パート月100,000円

マモル弁護士
横浜市に事務所を構える弁護士。民事法律扶助を契約し、月に一回法テラスで相談を担当する。

あまね職員
法テラスで民事法律扶助を担当。

STEP 1 電話する

離婚したいけど夫が離婚届に判を押してくれないと悩むナヤミさん、友人のススメで法テラスに電話をしました。

STEP 2 相談する

法テラスで相談した弁護士に家庭裁判所での離婚調停という方法があることを教えてもらい、調停の代理人を引き受けてもらうことにしました。

今回の場合、月収が200,200円以下で、資産が180万以下のナヤミさんは、無料法律相談を受けることができます。

STEP 3 依頼する

法テラスの審査を受け、費用の立替制度を利用することになりました。

今回は、着手金が108,000円、実費20,000円、支払いは月に5,000円と決まりました。

STEP 4 解決する

調停が4回目でまとまり、離婚が成立しました。夫が離婚に合意し、納得のいく結果になりました！

今回は、報酬金86,400円でした。引き続き5,000円ずつ支払います。

STEP 5 完済する

支払いを終え、法テラスから完済通知が届きました。家計的にも、分割払いで助かった！勇気を出して相談して本当によかった!!

1・法テラスでは、お悩みを解決するための相談窓口の紹介、法律用語や手続きの解説、無料法律相談の案内をします。これを情報提供と言います。

2・法テラスの無料法律相談は、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方が利用できます。収入のほか、相談の内容、家族構成、預貯金、家賃や住宅ローンの状況などを、予約時におうかがいします。相談場所は、法テラスや弁護士・司法書士事務所などです。1つの問題につき、3回まで相談できます。

3・法テラスでは、弁護士・司法書士にかかる費用を分割払いにできます。利子はかかりません。この立替制度を利用するには審査があるので、お申し込みには収入を証明する書類、住民票、事件関連書類などが必要となります。
審査では、着手金・実費と毎月の支払い額が決まります。（弁護士・司法書士にかかる費用には、着手金・実費、報酬金があります。）無料法律相談と弁護士・司法書士にかかる費用の立て替え制度を民事法律扶助と言います。

4・事件の結果によって、報酬金が発生します。

5・生活保護を受給中の方は、毎月の支払いを猶予することができます。また、生活状況が変化した場合は、支払い方法を変更できる場合がありますので、法テラスにご相談ください。

ご案内
法テラスを利用できるか、費用がいくらかかるか、毎月いくらずつ返済するのかなどは、ご本人の事情や事件の内容によって異なります。詳しくは、お近くの法テラスにお問い合わせください。

法テラス 検索

スタ弁がゆく

法テラス岐阜法律事務所

村井 宏彰 弁護士

スタッフ弁護士（スタ弁）は、法テラスの法律事務所で働く弁護士です。岐阜法律事務所の村井宏彰弁護士は、中日ドラゴンズに入団するという夢を小学生のときに右肘を壊したことで諦め、弁護士になりました。仕事の守備範囲の広い村井弁護士が、「弱い人たちをたすけたい」という想いを込める全力投球を追いかけてみましょう。

岐阜駅から北に車で走ること1時間。国道を右折して、アクセルを踏み込んで登った山の中に、依頼者のおばあちゃんが暮らす老人ホームがあります。事件を担当することになったきっかけは、ケアマネージャーさんからの電話でした。

おばあちゃんは、老人ホームに入る前は岐阜市内でご主人と暮らしていました。今ではご主人も別の施設に入っています。あるとき、ケアマネさんがクレジットカードの請求書を見つけました。債務の状況を調べてみると、生活費や病院の治療費、娘へのささやかなプレゼントなどが長い年月を経て積み重なり、合計数十万の借金がありました。わずかな年金収入ではとても返すことができない額です。なんとか返済していきたいという希望を持っていたご本人にはショックなことですが、自己破産の説明をしました。

お金を借りた理由を聞くと、ひとつひとつに事情があり、生きてきた思い出が詰まっています。法律的な問題を解決するだけではなく、その人が大切にしてきたものを守りたい――。そのためには、弁護士よりも近いところで寄り添っているケアマネさん、施設の職員さんなど、福祉の方たちと力を合わせることが必要です。

相談を終えて車に乗ると、雨が降り始めました。雨の日も風の日も、全力投球で目の前の事件に向き合っていくことは変わりません。困っているたくさんの人をたすけるために、今日も明日もスタ弁がゆく。

村井宏彰：２００８年、弁護士登録。尊敬する人は、イチローと千代の富士。最近、少しずつ福祉の人たちとの連携の輪が広がってきたのを実感できることが一番うれしい。目標は、趣味のフルマラソンで４時間を切ること。

ほ法、なるほど。

愛が壊れるとき、法は…

法テラス理事
元日本経済新聞論説委員
安岡 崇志

「幸福な家庭はどれも似たものだが、不幸な家庭はいずれもそれぞれに不幸なものである」（訳・中村融）トルストイの『アンナ・カレーニナ』の最初の一節はもはや格言になっています。澤地久枝が実際の離婚訴訟事件をもとに書いた『愛が裁かれるとき』の後書には「結婚の顔は大同小異、よく似ているのに反して、離婚の素顔は一つ一つ異なる」とあります。

恋愛もまた、幸せな恋は大概が同じに見えるのに、愛の破局の形や、道ならぬ邪恋の様相は色々です。

「踏んだり蹴ったり判決」と呼ばれる昭和27年の最高裁判決があります。愛人をつくり妻を捨てた男性による離婚請求の訴えを、退けた裁判です。

判決文にいわく「もしかかる請求が是認されるならば、被上告人（妻）は全く俗にいう踏んだり蹴ったりである。法はかくの如き不徳義勝手気儘（きまま）を許すものではない」。夫婦関係を破たんさせた責任のある側を有責配偶者といいます。踏んだり蹴ったり判決は、有責配偶者から裁判による離婚は請求できないとの法解釈を確定する判例になりました。

35年をへて、最高裁はこの判例を変更します。離婚訴訟を起こせる場合を規定した民法の条項について「有責配偶者からの請求であるとの一事をもって（裁判による離婚が）許されないとすることはできない」と柔軟な解釈に改めたのです。

法律は社会で起きる争いを解決する基準として定められます。『アンナ・カレーニナ』や『愛が裁かれるとき』に描かれるように、愛の壊れ方が千差万別であるなら、壊れたことで生じる争いも様々でしょう。

法が、そうした争いを解決する基準となるには、法の解釈、適用は柔軟でないといけません。最高裁の判例変更は、社会の現実を見据えた判断だったのです。

編集後記

今号の特集は「恋愛と法律」です。編集会議では、担当者から理事まで、年齢を問わず「愛とは何か？」と恋バナに花を咲かせました。恋愛のようにデリケートな問題は、傷ついたり、本当に困ったときこそ、家族や友人には相談しづらいこともあります。そんなとき、「法テラスに電話したら、もしかしたら助けてもらえるかもしれない」と、前を向く勇気や希望を持っていただける存在でありたいと思います。（Y.F）

INFORMATION

広報誌のほかにツイッターやメールマガジンなどでたくさんの情報をお伝えしています。ホームページの「法テラスピリッツ」では、弁護士など関係者の活動、被災地の現状、地方事務所の様子などを定期的に発信しています。ぜひご覧ください。@houterasu_4_10

【ご連絡・ご意見・ご感想はこちらにお寄せください】
法テラス本部 総務部 広報室
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
TEL:050-3383-5348
E-mail:kouhou24@houterasu.or.jp

NEWS

消費者フォーラムin阿南

2014年8月3日（日）、徳島県阿南市で消費者庁と法テラスの合同イベントを開催しました。当日は、消費者トラブルに関する講演のほか、落語やダンスなども行われ、約120名の市民の方が参加しました。

平成25年度、約4,800万円のご寄附をいただきました。

いただいたご寄附は、法テラスが行う公益性の高い各種の業務に使用させていただきます。また、法テラスは特定公益増進法人に指定されていますので、ご寄附いただくと、税制上（所得税など）の優遇措置を受けることができます。

随時ご寄附をお受けしています。お問い合わせは法テラス本部またはお近くの法テラスへ